

ファイナンス支援実務研究会会員規約

(名称)

第1条 当会は「ファイナンス支援実務研究会」と称します。

(目的)

第2条 当会の目的は、最新のファイナンス手法に関する会員への情報共有と専門業務の実践並びに会員相互の協業等による専門業務領域の拡大を目的とします。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するために当会の活動は以下の通りとします。

- ① 会員の専門知識向上に資するための研修その他による情報提供
 - ② 会員に対する専門業務の委託または斡旋
 - ③ 会員の行う専門業務の拡大支援
2. 前項の専門業務とは、ファイナンスに関する専門業務とします。

(運営)

第4条 当会は株式会社 出縄&カンパニー（以下、「運営会社」といいます。）がこれを運営します。

(本規約の変更)

第5条 運営会社は会員の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとします。

2. 前項変更については、第10条に定める会報等による通知後1ヶ月経過した時点で、全ての会員が了承したものとみなします。

(会員資格)

第6条 当会の会員資格は以下の通りとします。

- ① 以下のいずれかの資格を有する者
公認会計士、弁護士、弁理士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、情報処理技術者、システム監査士、証券アナリスト
 - ② ファイナンス専門業務の実績があり、当社がファイナンス実務能力を認める者
 - ③ 前2号が代表者である法人
 - ④ その他当社が認めた資格を有する者
2. 当社に入会する者は当社の目的をよく理解し、ファイナンス専門業務を通じて、顧客となる企業の成長繁栄を支えるために努力するものとする。

(入会手続き)

第7条 入会希望者が運営会社に対して所定の入会申込書を提出し、所定の審査の後、入会金が納付されたことをもって完了します。

(入会金及び会費)

第8条 当会の入会金及び会費については、ファイナンス支援実務研究会会費料金規則（以下「会費規則」といいます。）でこれを定めます。

(延滞利息)

第9条 会員が会費その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、会員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年利14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費その他の債務と一括して運営会社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

2. 前項支払に必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

(会報発行)

第10条 当社では会員向けに必要なに応じて随時、会報を発行します。

2. 当社の発行する会報は、印刷物によるもののほか、e-mail または、会員向けのホームページ上に表示することにより発行することがあるものとします。

(委員会)

第11条 当社ではベンチャー企業の支援目的に応じた委員会を設置することがあります。この場合、会員は希望する委員会に随時参加することができます。

(研修・会合)

第12条 当社では原則として定期研修を月1回実施します。

2. 前項の定期研修のほか会員の参加希望者を対象とした特別研修を開催することがあります。

3. 会員は運営会社が一般非会員向けに開催するセミナーに特別割引価格にて参加することができます。

(内容の不保証)

第13条 前3条に定める手段を通じて当社から会員に提供された情報等の内容は、その時点で提供可能なものとします。

2. 当社は提供する情報についてその完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。

(知的所有権)

第14条 第11条ないし第12条に定める手段を通じて当社から会員に提供された情報等に関する著作権、ノウハウその他一切の無体財産権は運営会社に帰属します。

2. 会員は前項で提供された情報を自己の行う個別企業に対する専門業務に使用する以外の目的に利用することは一切できないものとします。

3. 前2項の規定は会員がその理由の如何を問わず会員としての地位を失った後もその効力を維持するものとし、会員はこれを遵守するものとします。

(会員への業務委託)

- 第15条 運営会社は一定の水準の業務遂行能力を満たすと当社が認定した会員に対して専門業務の委託を行うことができます。
2. 前項の業務委託を行う場合は、別途運営会社と会員との間にプロフェッショナル・パートナー業務委託基本契約を締結するものとします。

(会員からの顧客紹介)

- 第16条 運営会社は、会員が運営会社に対して第3条第2項に示す専門業務その他の業務について顧客を紹介した場合、別途定める業務紹介料を支払うものとします。
2. 前項の顧客紹介を行う場合は、別途運営会社と会員との間に業務斡旋契約を締結するものとします。

(変更の届出)

- 第17条 会員は住所、氏名、電話番号、その他運営会社への届出内容に変更があった場合、速やかに運営会社に変更の届出を行うものとします。
2. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、運営会社は一切その責任を負いません。

(休会)

- 第18条 会員が海外への転勤その他の事情により長期間当会のサービスを受けることができないと認められるときは、事前に運営会社に休会届を提出することにより休会期間中の会費の負担を免除されます。

(退会)

- 第19条 会員は月末までに運営会社に退会届を提出することにより、翌月末をもって退会することができます。この場合既に納めた入会金及び会費は返還しません。

(除名)

- 第20条 当会は会員に次の事由が生じたときは会員を除名し以後の当会のサービスの利用を禁止するものとします。
- ①会員が当会、当会の会員又は運営会社の社会的信用の失墜をきたすような行為を行ったとき
 - ②会員が運営会社のもつ著作権、ノウハウその他の無体財産権を侵害して利得を図ったとき
 - ③会員が第3条第2項に示す専門業務を遂行する能力を失ったと認められるとき
 - ④会員の支払能力が著しく悪化したとき
 - ⑤会員が会費その他の支払を滞納したとき
 - ⑥会員が第5条に定める会員資格を喪失したと認められるとき
 - ⑦会員が第14条第2項に違反したとき
 - ⑧その他運営会社が会員として不適当と判断した場合
2. 前項の場合、会員は当該時点で運営会社に対して発生している債務の一切を一括して履

行するものとします。

3. 前2項によって運営会社が受けた損害がある場合には運営会社はその損害賠償を会員に請求することができるものとします。

(規定外事項)

- 第21条 当会の運営に関して本規定に定められていないことについては、その都度会員への通知をもってこれに対処します。

(専属的合意管轄裁判所)

- 第22条 会員と運営会社の間で訴訟の必要が生じた場合、第一審の専属管轄権を有する裁判所は、訴額に応じ東京簡易裁判所あるいは東京地方裁判所とします。

ファイナンス支援実務研究会 会費料金規則

- 1 ファイナンス支援実務研究会会員規約（以下「規約」という。）第8条に示す入会金は以下の通りとする。ただし、当面の間、入会金は免除する。
- | | |
|------|---------------|
| 個人会員 | 20,000円（消費税別） |
| 法人会員 | 50,000円（消費税別） |
- 2 規約第8条に示す「会費」は以下の通りとする。ただし、運営会社が別途運営する「グローバル経営人倶楽部」の正会員である場合には、当該会費を免除する。
- | | |
|------|--|
| 個人会員 | 月額 7,000円（消費税別）
または年額 70,000円（消費税別） |
| 法人会員 | 月額 15,000円（消費税別）
または年額 150,000円（消費税別） |
- 3 上記会費には、規約第10条に示す「会報」購読料ならびに規約第12条に示す「定期研修」受講料を含むものとします。
- ただし、法人会員の役員又は従業員が、「定期研修」に参加する場合は、当該法人に属すること証明するものを呈示することとする。4名以上が受講する場合には、4人目からは、テキスト代等教材費相当分について、別途参加費を徴収することがあるものとする。